

## ＩＣカード特約規定

令和２年３月現在  
(令和２年３月１日 改定)

### 1. (特約の適用範囲)

(1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」「ローンカード」のうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

(2) この特約で定める事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。

また、この特約に定めのない事項は当金庫「カード規定」「ローンカード規定」により取扱うものとします。

(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫「カード規定」「ローンカード規定」の定義によるものとします。

### 2. (ＩＣカードの利用)

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

(1) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機（以下「ＩＣカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合。

(2) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機（以下「ＩＣカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。

(3) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機（以下「ＩＣカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

(4) その他当金庫所定の取引をする場合。

### 3. (１日あたりの払戻限度額・回数)

(1) 当金庫および支払提携先のＩＣカード対応支払機を利用した１回あたりの払戻し

は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

(2) 第1項にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

(3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻し回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻し回数とICチップ提供機能を利用しない払戻し回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

## 4. (振込カード機能)

(1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報(以下「振込情報」といいます。)を、当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。

(2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。

また、ICカードを再発行・更新発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

## 5. (ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。

## 6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

(1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。

この場合、当金庫の所定の手続きにしたがって、すみやかに当店のICカードの再発行を申し出てください。

(2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

7. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上